

福井坂井地区広域市町村圏事務組合プロポーザル審査委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)がプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、組合に設置するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議、経過及び結果を組合管理者に報告する。

- (1) 提出要請書の審査
- (2) 事業者を選定するための審査基準
- (3) プロポーザルの評価及び事業者の選定
- (4) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は業務ごとに設置し、委員は組合管理者が委任する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員会に諮り必要と認めた場合は、この限りでない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見等と聴くことができる。

(任期)

第7条 審査委員会の委員の任期は、業務完了の日までとする。

- 2 選任した委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、その補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

(秘密を守る義務)

第8条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 審査委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って、別に定める。

2 第1回の審査委員会は、第5条第1項の規定に関わらず、組合管理者が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。